

特集 女性に対する暴力をなくす

増加するDVにどう対応していくか

東京ウイメンズプラザ

東京都渋谷区神宮前5-53-67
 ☎(5467)1711(代)
 www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp

東京ウイメンズプラザは、女性の社会的地位の向上と社会・経済・文化のほかにあつちの分野への参加および参画の推進を図り、豊かで平和な男女平等社会の実現に寄与することを目的に、1995年開館しました。2002年からは配偶者暴力相談支援センター事業として、DVに関する相談業務を行っています。

配偶者暴力(ドメスティックバイオレンス=DV)とは

配偶者暴力とは、配偶者や事実婚などの親密な関係にある男女間の暴力をいいます。暴力には、殴る・けるなどの身体的な暴力だけでなく、人格をおとしめる暴言や交友関係を監視するなどの精神的な暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力があります。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。近年、東京都内のDV関係相談窓口で受け付けるDVの相談件数は増えています。これらのD



配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあるかという問いに、「何度もあった」という人は、女性では10.6%男性では2.6%となっています。また、一度でも被害を受けたことがある女性は3人に1人となっています。

※内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)より作成

暴力によって身体に受ける被害は、あざや打撲、骨折や時には命にかかわることもあります。さらに、心に及ぼす被害は目に見えないだけに深刻です。自分に落ち度があるから暴力を受けても仕方がないと自らを責めるなど、自尊心も傷つけられています。また多くの場合、加害者の暴力が毎日起こるわけではなく、加害者が優しい態度を取る時期もあるため、被害を受けていても被害

DVによる心身への影響

V被害者の多くは女性であり、平成17年度の国の調査では、これらの暴力被害をいづれか一度でも受けたことのある女性は3人に1人となっています。DVの被害は私たちの身近に起きているものであり、決して特別な人だけに起きるものではありません。



子どもへの影響も重大

DVでは子どもも虐待されていることを見逃してはなりません。父親からの暴力のほかに母親が暴力被害の影響によって精神的に追い詰められ無気力な状態に陥り、子どもの世話ができずネグレクト(放置)状態になることもあります。また、子どもが暴力を目撃することで受ける心の傷や、DVの緊張状態の家庭にいることによる心の不安定も、子どもに

重大な影響を与えるのです。

恋人からの暴力(デートDV)も問題に

「配偶者」ではありませんが、最近では若い年齢層のカップルの間の暴力が問題になっていきます。若い人の場合、相手に対する支配的な行動や暴力、執拗な拘束などを愛情と勘違いしてしまうことがあります。また好きな相手にNOと言いくいという面もあります。

このような関係が続いてしまうと、「別れようとしても、暴力やストーカー行為によって別れさせてくれない」という深刻な状態に発展することもあります。

被害者が自分で考えていくことを支援

DV相談では、被害者の受けている暴力の状況や相談者の希望を聞き、安全に生活するための方法を一緒に考え、情報提供や助言をしていきます。DVの被害者は、加害者からの暴力により、自分で考えることを禁止された状態になっていることも多いのです。

そのための、問題解決に向けては、被害者が自分で考え、納得し、自分

DV・セクハラなどの相談窓口

D V

- 東京ウイメンズプラザ(配偶者暴力相談支援センター)
☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00~21:00)
 - 東京都女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
☎5261-3100 月~金(9:00~20:00)
 - 保護第一課(深川地区にお住まいの方)
☎3645-3106 月・火・木・金(9:00~17:00)
 - 保護第二課(城東地区にお住まいの方)
☎3637-2707 月・火・木・金(9:00~17:00)
 - 警視庁総合相談センター
☎3501-0110 月~金(8:30~17:15)
- (夜間・緊急時)
 警察(事件発生時) 110番
 東京都女性相談センター ☎5261-3911

セクハラ

- 東京都労働相談情報センター亀戸事務所(セクハラ等労働問題全般相談)
☎3637-6110 月~金(9:00~17:00)
- 東京都労働局雇用均等室(セクハラ、男女差別等の均等法、育児・介護休業等に関する相談)
☎3512-1611 月~金(9:00~17:15)
- 男女共同参画推進センター(性差別など男女共同参画相談)
相談予約 ☎5683-0341
第1水曜日、第3火曜日(13:00~16:00)

朗読舞台
ひまわり
~DVをのりこえて
に感動の輪!!

10月12日、市民劇団オンリーワンによる朗読舞台が男女共同参画推進センターで上演されました。

尊厳ある女性たちの声をまとめた3つの実話からなる作品の朗読に、こころと体で感じとった参加者。「自分のために生きるということが胸に重く響きました」「暴力の被害にあっても希望を失わず、回復した女性の姿に感動」「その人がその人らしく生きていくことが大切なのですね」と目を輝らす方もいました。

まず相談を

DVの問題は、一人で悩みを抱えず、なるべく早いうちに信頼できる人に話したり、専門の相談窓口などに相談することが大切です。

東京ウイメンズプラザにおいては、まず電話で相談を受け、必要に応じて面接相談を行っています。また専門相談として、被害女性やその子どもたちのための精神科医師による面接相談、DV法律相談を行っています。

相談窓口では、相談内容が他に知られたり、責められたりすることはありません。安心して相談して欲しいと思います。

●配偶者やパートナーに暴力をふるってしまう、また、逆にふるわれてしまう男性の方、下記にご相談ください。
 東京ウイメンズプラザ「男性のための悩み相談」 ☎3400-5313 月・水(17:00~20:00) ※祝祭日は休みです。